

利用者への権利侵害事案②

身体 ・ 経済 ・ 心理 ・ 性的 ・ ネグレクト

【事案】

利用者に対する身体拘束（手続き不備）

【事案の概要】

障害者支援施設において、男性利用者2名（40代・50代）の転倒防止のための車椅子用安全ベルトの使用や、不潔行為を防止するための介護用つなぎの使用に関し、身体拘束を行う場合の手続きを行っていなかったことが県の实地指導で判明。市の調査により、利用者に怪我はなかった。職員は業務の一環としており、特定の職員に限定することは困難であった。法人は管理職の減俸や支援員23名に処分を実施した。

【事案発生に至った背景】

- 人権意識の希薄
十数年前より身体拘束にあたる介護用つなぎを日常的に使用しており、人権や権利等に関する基本的な認識が欠けていたと考えられる。職員は長年にわたり業務の一環として行い、何ら疑問に感じることはなかった。
- 専門性の欠如
やむを得ず身体拘束をする場合の3要件の議論や検証、安全ベルト使用の際の記録もなく、また、個別支援計画への記載もなかった。
- 虐待防止委員会の未設置
要となる虐待防止委員会が未設置で、法人として虐待防止についての認識が甘く、そのため長期間にわたり介護用つなぎを漫然と使用し続ける結果となった。

【再発防止への取り組み】

- 車椅子用安全ベルトは日中の食事時や移動時、余暇時等、日常的に使用されていた。また、介護用つなぎは、就寝時に紙おむつ内に手を入れたり、尿パットをちぎってその指を口に入れる行為を防止するために、特に問題意識をもつことなく、長期間にわたり漫然と使用を続けていたと推測される。
- 再発防止策として、権利擁護に関する知識やスキルの習得を目的とした研修の励行、職員間のコミュニケーションの活性化と、風通しのよい職場環境の構築が喫緊の課題と言える。具体的には以下に挙げる。
- 支援のあり方を全面的に見直す会議の設定
 - 弁護士等の第三者を交えた虐待防止委員会の設置
 - 虐待防止マニュアルの作成と全職員への配布
 - 行動規範の読み合わせによる虐待防止についての意思統一
- *なお、当該法人の業務は事案発生後、他の法人へ業務委託された。